

福生市子育て支援住宅整備助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都知事が認定した賃貸の集合住宅に係る共同施設等の整備に要する費用の一部を助成することにより、子育て世帯に配慮した住宅の供給促進を図るとともに、子育て世帯が子育てに適した住環境を選択しやすい環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅 共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供するものをいう。
- (2) 東京都子育て支援住宅 東京都子育て支援住宅認定制度要綱（平成28年2月22日付け27都市住民第1444号。以下「都要綱」という。）第2(2)アに規定する新築の集合住宅をいう。
- (3) 認定事業者 都要綱第6の1の規定により設計認定書の、又は第11の1の規定により認定書の交付を受けた事業者をいう。
- (4) 共同施設 集会所、管理事務所、広場及び緑地、通路、立体的遊歩道及び人工地盤施設、駐車場のほか入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。
- (5) 住宅共用部分 集合住宅のうち、東京都子育て支援住宅認定制度実施要領（平成28年2月22日付け27都市住民第1445号。以下「都制度要領」という。）第2(3)に規定する住戸専有面積部分を除いた部分をいう。
- (6) 子育て支援施設 都要綱第2(7)に規定する子育て支援施設のうち、都要綱第2(7)ア(ウ)に規定するものを除くものをいう。

(助成対象住宅)

第3条 助成の対象となる集合住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 東京都子育て支援住宅のうち、住戸専有面積が60平方メートル以上である市内の賃貸の集合住宅であること。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、福生市まちづくり景観条例（平成18年条例第41号）及び福生市宅地開発等指導要綱（平成17年4月1日決定）その他関係法令等に適合した建築物であること。

(助成対象工事)

第4条 助成の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、次に掲げる項目とする。

(1) 共同施設の整備

(2) 住宅共用部分の整備

(3) 子育て支援施設の整備

(助成対象者)

第5条 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 集合住宅の所有者又は管理者で認定事業者であること。ただし、共有名義の集合住宅の場合にあつては、本助成金の一切について、助成対象者以外の共有者全員の承諾を得ていること。

(2) 認定事業者及び共有者全員が地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市税の滞納がないこと。

(3) 認定事業者及び共有者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、予算の範囲内において、東京都子育て支援住宅整備事業補助要領（平成28年2月22日付け27都市住民第1446号）に基づき算出された整備に係る費用の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があ

るときは、その端数を切り捨てた額) 以内とし、1 件当たり 200 万円を上限とする。

(事前相談)

第 7 条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、子育て支援住宅整備助成対象工事事前相談票(別記様式第 1 号)に必要書類を添えて市長に提出し、本要綱の要件を満たすか否かの確認を受けなければならない。

(交付申請等)

第 8 条 前条の規定による事前相談の結果、この要綱の要件を満たす者は、子育て支援住宅整備助成金交付申請書(別記様式第 2 号)に次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、前条の規定により提出した必要書類に変更がない場合は、その必要書類を省略できる。

(1) 東京都子育て支援住宅の設計認定書の写し

(2) 助成対象工事の契約書及び見積書等の写し。ただし、助成対象工事を複数行う場合は、見積書等をそれぞれ区別したもの

(3) 助成対象工事の内容が確認できる図面・工程表等

(助成金の交付決定及び通知)

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による審査等の結果、助成金を交付することが適当と認めるときは、子育て支援住宅整備助成金交付決定通知書(別記様式第 3 号)により、不適当と認めるときは子育て支援住宅整備助成金不交付決定通知書(別記様式第 4 号)により、申請者に通知するものとする。

(工事の内容変更・中止等)

第 9 条 前条第 3 項の規定による助成金の交付決定通知を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、その内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、子育て支援住宅整備助成対象工事内容変更・中止申請書

(別記様式第5号)に、変更又は中止の内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、助成金の目的及び交付額に変更を与えない軽微な内容の変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、変更又は中止を承認したときは、子育て支援住宅整備内容変更・中止承認通知書(別記様式第6号)により、変更又は中止を認めないときは、子育て支援住宅整備内容変更・中止不承認通知書(別記様式第7号)により、助成決定者に通知するものとする。

(完了届)

第10条 助成決定者は、助成対象工事を完了したときは、2か月以内に、子育て支援住宅整備助成対象工事完了届(別記様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第7条、第8条又は前条の規定により提出した必要書類に変更がない場合は、その必要書類を省略できる。

- (1) 東京都子育て支援住宅の認定書の写し
- (2) 助成対象工事の施工前、施工中及び施工後の写真
- (3) 助成対象工事の領収書及び費用明細書の写し
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(交付額の決定)

第11条 市長は、前条の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、助成金の交付決定の内容及びこれに付する条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、子育て支援住宅整備助成金交付額確定通知書(別記様式第9号)により通知するものとする。

(交付請求)

第12条 助成決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに子育て

て支援住宅整備助成金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による助成金の請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、助成決定者に助成金を交付するものとする。

（助成決定の取消し等）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） この要綱の規定に違反したとき。

（2） 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（3） 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（4） その他、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項に規定する助成金の交付の決定を取り消したときは、子育て支援住宅整備助成金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第15条 市長は前条の規定により助成金交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その助成金の返還を命ずるものとする。

（報告及び検査等）

第16条 市長は、この要綱による助成金に関し必要があると認めるときは、助成決定者に対し、報告を求め、又は検査し、若しくは調査することができる。

（委任）

第17条 この要綱に規定するもののほか、助成金の交付について必要な事項は、福生市助成金等交付規則（平成10年規則第1号）の規定するところによるこ

ととし、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に規定する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。